現場代理人の常駐義務緩和及び兼任の運用基準

(平成 26 年 9 月 25 日総務部長決定) (令和 4 年 2 月 22 日一部改正) (令和 4 年 11 月 29 日一部改正)

(目的)

第1条 東京都板橋区(以下「区」という。)が発注する公共工事のうち、東京都板橋 区契約事務規則(昭和53年東京都板橋区規則第21号)第59条の規定により総務部 長に契約の締結を請求する案件において、現場代理人の常駐義務緩和及び兼任の運用 基準を定めることにより、公共工事における施工体制の合理化及び適正な施工の確保 を目的とする。

(定義)

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1)公共工事 区が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)(以下「法」 という。)第2条第1項に規定する建設工事に同じ。)をいう。
 - (2) 現場代理人 工事請負契約条項(区の契約で使用しているもの。以下同じ。)における現場代理人をいう。

(現場代理人の常駐を要しない要件)

- 第3条 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、区との連絡体制が確保されると認められる場合は、次の各号のいずれかを満たす場合に、区は現場代理人の常駐を要しないことを認めることができる。
 - (1)公共工事の契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始 されるまでの期間、工事の全部の施工を一時中止している期間、橋りょう、エレベ ーター等の工場製作のみが行なわれている期間、工事現場における作業等が行われ ていない期間等、工事現場の作業状況等に応じて、区との連絡体制を確保している こと。
 - (2) 契約金額が 4,000 万円 (建築一式工事の場合は 8,000 万円) 未満の公共工事であること、かつ、区又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。

(現場代理人の兼任を認める要件)

- 第4条 次の各号の全てを満たす場合に、区は現場代理人の兼任を認めることができる。
 - (1)契約金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満の公共工事であること。
 - (2) 区又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。
 - (3)兼任する公共工事の件数は、現在施工中の公共工事を含め3件までであること。
 - (4) 兼任する公共工事の現場間の距離がおおむね10km以内であること。
 - (5)区又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。 (手続き)

- 第5条 現場代理人の兼任を希望する事業者は、当該公共工事の落札後、工事主管課と協議の上、現場代理人の兼任届(様式1)を工事主管課に提出しなければならない。
 - 2 前項において届出を行うことができる現場代理人は、届出日時点において施工中のほかの公共工事に従事している(区に現場代理人が通知された日から工事請負契約条項に定める工事目的物の引渡し完了の日まで)現場代理人に限る。

(契約変更時の取扱い)

第6条 第4条の規定により現場代理人を兼任する公共工事において、契約変更が生じたことにより、第4条第1号の要件を満たさなくなった場合においても、引き続き現場代理人を兼任することができる。

(兼任の解除)

第7条 区は、兼任に係る公共工事に関して、虚偽の申請又は当該事業者の安全管理の 不徹底に起因する事故の発生その他現場体制の不備が生じると認められる場合は、当 該兼任を取り消すことができる。

付則

- この一部改正は、令和4年2月22日から施行する。 付則
- この一部改正は、令和5年1月1日から施行する。